

平成25年6月1日より

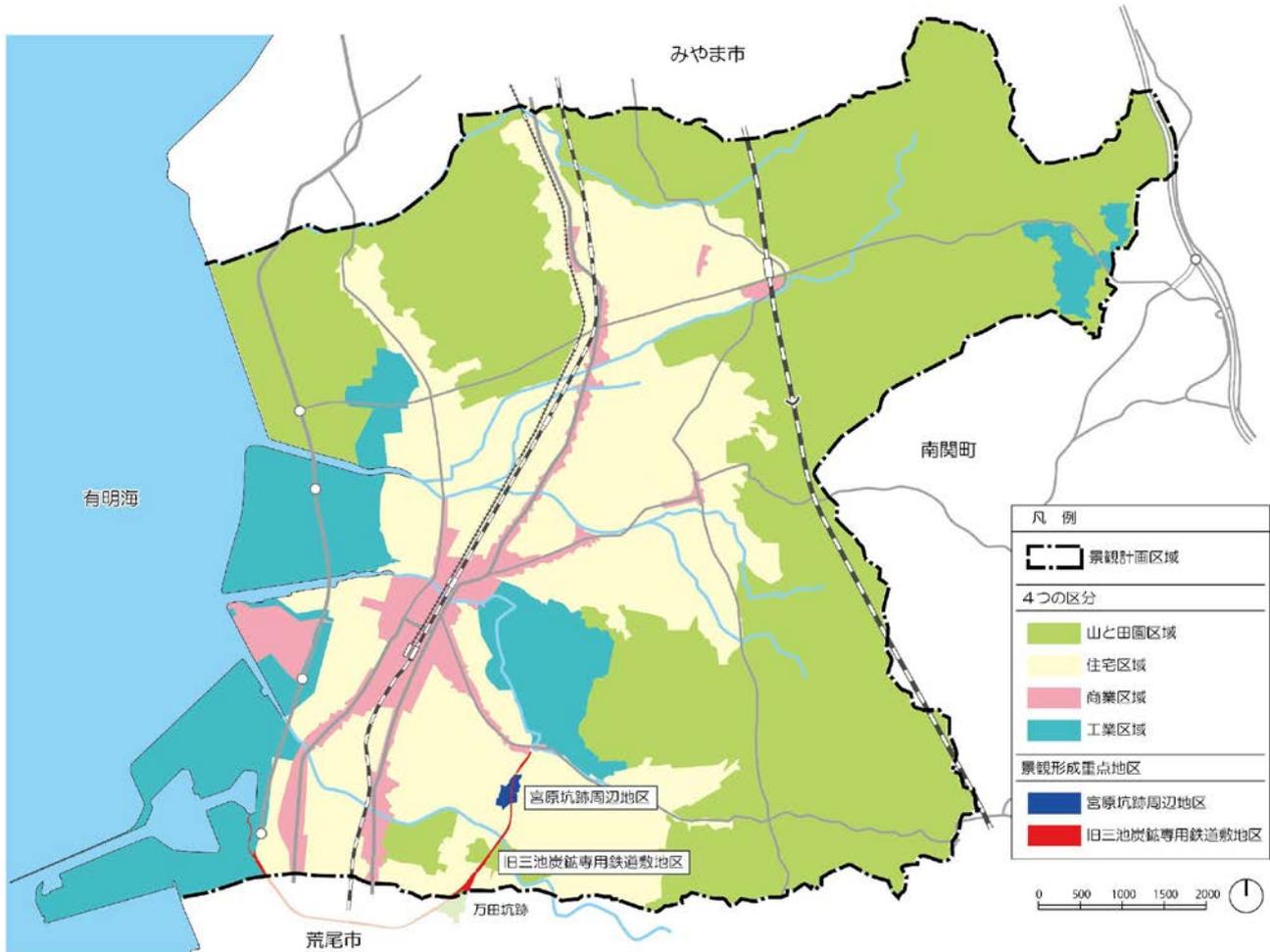
「大牟田市景観計画」に基づく届出制度が始まります

大牟田市では、本市の良好な景観資源を守り育てる取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に景観法に基づく「大牟田市景観計画」を策定しました。

平成25年6月1日以降、大牟田市景観計画区域内において、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、その他開発行為等を行おうとする場合は、あらかじめ**市に届出が必要**となります。

届出が必要な区域と地域区分

届出が必要な区域（景観計画の区域）は大牟田市全域です。そして、景観特性などを踏まえ、**景観計画区域を4つに区分**しています。さらに、景観形成上重要な地区として**景観形成重点地区**を定めています。



届出の方法

- 提出図書 届出書（国又は地方公共団体の場合は通知書）、図面、写真 等
- 提出部数 正副2部
- 提出先 大牟田市都市整備部都市計画・公園課

※様式は、窓口配布のほか市のホームページよりダウンロードできます。
※可能な限り市窓口にて事前相談を行ってください。

【問い合わせ先】 〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市都市整備部都市計画・公園課
TEL：0944-41-2782 FAX：0944-41-2795

届出が必要な行為と対象規模

届出が必要な行為	対象規模		
	景観計画区域共通	宮原坑跡周辺地区	旧三池炭鉱専用鉄道敷地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更*1	高さ 10m以上又は延床面積 1,000㎡以上。ただし、劇場、店舗、飲食店、遊技場等は延床面積 500㎡以上	高さ 10m以上又は延床面積 500㎡以上	すべて
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	擁壁等	—	高さ 2m以上
	煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等	高さ 10m以上。ただし、電柱をのぞく	高さ 10m以上
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫、太陽電池発電設備等	高さ 10m以上又は築造面積 3,000㎡以上	高さ 10m以上又は築造面積 3,000㎡以上
	橋梁等	—	長さ 15m以上
開発行為	区域面積 1,000㎡以上	区域面積 1,000㎡以上	すべて
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区域面積 3,000㎡以上	区域面積 1,000㎡以上	—
特定照明*2	届出対象となる建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更		—

*1：外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（変更部分が見付面積の2分の1を超えるもの）。

*2：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明。ライトアップ。

届出の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
 - ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 大牟田市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- 景観重要建造物が許可を受けて行う行為
- 文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為

届出手続きの流れ

